

旭川市観光振興条例

旭川市は、大雪山系が育んだ自然環境を有し、その豊かな森林や石狩川をはじめとする水資源は、多様な農産物の生産、酒造り、家具・木製品の製造など、地域産業の発展を導き、多くの人々に潤いと憩いをもたらしている。

また、北海道のほぼ中央に位置し、多くの人々が行き交い、多様な産物が集まる交通の要衝であり、行政、経済、医療福祉の都市機能が集積する北北海道の拠点都市である。

四季折々の豊かな自然環境、これに育まれた産業、そして交通の利便性が高く充実した都市機能が融合する本市の特徴を最大限に生かした観光の振興により、交流・滞在人口が拡大し、宿泊・飲食業をはじめとする多様な産業に効果が波及することで、地域経済の活性化がもたらされ、市民の経済的な豊かさにつながっている。

観光は、異なる文化や価値観の交流を通じて、地域の魅力を発見することができるものであり、自然と共生して暮らしてきたアイヌの人々や開拓のため移住してきた人々など、先人から受け継がれてきた歴史や文化を学び体験する機会を、観光客のみならず市民も享受することで、郷土愛を深め、心豊かな社会生活の実現につながるものである。

ここに、誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指して、市、市民、観光事業者及び観光関係団体等、旭川市に関わる全ての者が連携し、一体となって観光の振興を推進するために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、観光の振興に関し基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、観光事業者（観光に関する事業を主たる事業として営む者をいう。以下同じ。）及び観光関係団体等（観光に関する活動を行う団体、企業、教育機関等をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって観光の振興により観光客の来訪を促進し、本市経済の発展と豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 観光の振興は、市、市民、観光事業者及び観光関係団体等が相互に連携し、観光客のみならず、市民も共に学び、楽しめる地域づくりを目指して推進されなければならない。

2 観光の振興は、地域経済をけん引するものであることを踏まえ、より豊かな市民生活を実

現できるよう推進されなければならない。

- 3 観光の振興は、産業のほか、教育、文化、スポーツ等多様な分野と結び付き、幅広く波及効果をもたらすものであることを踏まえ、市民が様々な利益を享受できるよう推進されなければならない。
- 4 観光の振興は、本市が北北海道の拠点都市であることを踏まえ、各地域と連携しながら推進されなければならない。
- 5 観光の振興は、全ての人々が安心して快適に観光することができるよう配慮するとともに、環境等への影響も十分に考慮し、推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、観光の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するとともに、市民、観光事業者及び観光関係団体等がそれぞれの立場から広く観光の振興を推進することができるよう、情報の提供及び相互に協力する関係の構築等に取り組むものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、観光客を温かく迎えるとともに、相互に交流を図るよう努めるものとする。

- 2 市民は、観光について理解を深めるとともに、本市に関する情報の発信、観光に関する学び及び体験その他観光の振興に関する活動を行うことにより、魅力ある観光地づくりに参画するよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第5条 観光事業者は、観光客の満足度の向上に努め、地域の各産業と連携しながら事業活動を行うほか、情報の発信及び観光資源の開発等を担うものとする。

(観光関係団体等の役割)

第6条 観光関係団体等は、観光客の来訪の促進を図るとともに、おもてなしの向上等受入体制の充実及び整備並びに情報の発信等に取り組むものとする。

(基本方針)

第7条 市長は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、観光の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本方針において観光分野の成果に関する具体的な目標を設定するとともに、必要に応じて、見直しを行うものとする。
- 3 市長は、基本方針を策定するに当たっては、市民、観光事業者及び観光関係団体等の意見

を適切に反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本方針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、基本方針について、評価及び検証を行うものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(人材の育成)

第8条 市、観光事業者及び観光関係団体等は、観光の振興に寄与する人材の育成及び確保を図るため、相互に連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域的な取組)

第9条 市、観光事業者及び観光関係団体等は、国、北海道その他の地方公共団体及び当該地方公共団体における観光事業者又は観光関係団体等（次項において「観光関係者等」という。）と連携し、広域的な施策の推進に努めるものとする。

2 市、観光事業者及び観光関係団体等は、本市が北北海道の拠点都市であり、かつ、上川中部圏域の拠点都市であることを踏まえ、当該各地域における住民及び観光関係者等と連携し、観光客の周遊の促進に努めるものとする。

(新たな観光分野の開拓等)

第10条 市、観光事業者及び観光関係団体等は、自然、食、商工業、農業、教育、文化、芸術、スポーツ等多様な分野と連携した観光の振興の推進に努めるものとする。

2 市、市民、観光事業者及び観光関係団体等は、新たな観光資源を掘り起こし、又は既存の観光資源を磨き上げることに努めるものとする。

(広報宣伝)

第11条 市、市民、観光事業者及び観光関係団体等は、観光客の来訪を促進するため、観光情報の発信に取り組むものとする。

2 市は、市民、観光事業者及び観光関係団体等による観光情報の発信を促進するための機会の創出、情報提供その他観光情報の発信に資する取組に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。